

函南町景観まちづくり条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び函南町景観まちづくり条例（平成31年函南町条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(建築物以外の工作物)

第2条 条例第2条第1項第5号に規定する工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 垣、柵、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 高架水槽、冷却塔、実験塔その他これらに類するもの
- (3) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- (4) 広告塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- (5) 石油タンク、ガスタンクその他これらに類するもの
- (6) 電波塔、送電用鉄塔、風力発電設備その他これらに類するもの
- (7) 高架道路、高架鉄道、橋梁、横断歩道橋その他これらに類するもの
- (8) 土地に自立して設置する太陽光発電設備その他これに類するもの
- (9) 機械式駐車場（屋根や壁を有しないエレベーター式多段立体駐車装置）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を妨げるおそれがある工作物として町長が指定するもの

(景観計画区域内における行為の届出)

第3条 法第16条第1項の規定による行為の届出は、行為届出書（様式第1号）に別表第1左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる図書及びその他町長が必要と認める書類を添付して、町長に提出するものとする。

- 2 前項の届出は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令に基づく手続を行おうとする日（当該手続を要しない行為の場合は、当該行為に着手しようとする日）の30日前までに行わなければならない。

(届出を要する行為)

第4条 条例第8条各号の行為のうち、規則で定めるものは、次の表のとおりとする。

区分	条例第8条各号の規定により届出を要する行為
町内全域	施行区域の面積が1,000㎡以上のもの

(届出を要しない行為)

第5条 条例第9条第1項各号の行為のうち、規則で定めるものは、別表第2のとおりとする。

(行為の変更の届出)

第6条 法第16条第2項の規定による行為の変更の届出は、行為変更届出書(様式第2号)に、別表第1に掲げる図書のうち、当該変更に係る図書を添付して行うものとする。

(適合証明通知)

第7条 町長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合は、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に、適合すると認めるときは、適合証明通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(届出行為の完了届)

第8条 条例第11条の規定による完了届の提出は、行為完了届出書(様式第4号)により行うものとする。

(勧告)

第9条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書(様式第5号)により行うものとする。

2 条例第15条第2項に規定する通知は、景観計画区域内行為に関する勧告に係る公表通知書(様式第6号)により行うものとする。

(景観計画区域内における行為の通知)

第10条 法第16条第5項の規定による行為の通知は、行為通知書(様式第7号)に、別表第1に掲げる図書を添付して、町長に提出することにより行うものとする。

(変更命令等)

第11条 法第17条第1項又は第5項の規定による変更の命令は、命令書(様式第8号)により行うものとする。

(身分証明書)

第12条 法第17条第8項及び第23条第3項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第9号)によるものとする。

(提案の申請)

第13条 法第20条第1項若しくは第2項又は法第29条第1項若しくは第2項の規定による提案は、

景観重要建造物（樹木）指定提案書（様式第10号）を町長に提出することにより行うものとする。

（不指定の通知）

第14条 法第20条第3項又は第29条第3項の規定による通知は、景観重要建造物（樹木）不指定決定通知書（様式第11号）により行うものとする。

（指定の通知）

第15条 法第21条第1項又は第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物（樹木）指定通知書（様式第12号）により行うものとする。

（告示事項及び標識）

第16条 条例第16条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定番号及び指定年月日
- （2） 景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種
- （3） 景観重要建造物又は景観重要樹木の所在地

2 法第21条第2項又は第30条第2項の規定により設置する標識は、前各号に掲げる事項を記載するものとする。

3 条例第17条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 景観重点地区の指定番号及び指定年月日
- （2） 景観重点地区の名称及び所在地

4 条例第18条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 眺望地点の指定番号及び指定年月日
- （2） 眺望地点の名称及び所在地

（現状変更の許可申請等）

第17条 法第22条第1項又は第31条第1項の規定により、現状変更の許可を受けようとする者は、景観重要建造物（樹木）現状変更許可申請書（様式第13号）により、町長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、現状変更を行おうとする日の30日前までに行わなければならない。

3 町長は、現状変更の許可をした場合は、景観重要建造物（樹木）現状変更許可書（様式第14号）により通知するものとする。

（指定の解除）

第18条 条例第16条第3項の規定により、景観重要建造物等指定の解除を行う場合は、景観重要建造物（樹木）指定解除通知書（様式第15号）により行うものとする。

(所有者変更の届出)

第19条 法第43条の規定による所有者変更の届出は、景観重要建造物（樹木）所有者変更届出書（様式第16号）により行うものとする。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第3条から第12条までの規定は、平成31年7月1日から施行する。

別表第1（第3条、第6条、第10条関係）

行為	図書	
法第16条第1項第1号から第3号まで又は同条第5項の行為	位置図	方位及び行為地の付近見取図
	計画配置図	敷地の境界、建築物の位置及び緑化計画
	計画立面図及び断面図 又は完成予想図	着色（各面の見付面積、仕上げ材の種類、 各色の使用面積及びマンセル値）
	現況写真	行為地及びその周辺を含む
	その他町長が必要と認める書類	
条例第8条第1号及び第3号の行為	位置図	方位及び行為地の付近見取図
	計画配置図	敷地の境界及び行為の範囲
	計画平面図	行為の前後
	計画縦断面図及び計画横断面図	行為の前後
	緑化計画図	保存又は伐採若しくは植栽する木材等の 位置及び名称
	現況写真	行為地及びその周辺を含む
	その他町長が必要と認める書類	
条例第8条第2号の行為	位置図	方位及び行為地の付近見取図
	計画配置図	敷地の境界及び行為の範囲

	現況写真	行為地及びその周辺を含む
	その他町長が必要と認める書類	

別表第2（第5条関係）

区分	条例第9条第1項各号の規定により届出を要しない行為		
	法第16条第1項第1号に規定する建築物の建築等	法第16条第1項第2号に規定する工作物の建設等	法第16条第1項第3号に規定する行為
町内全域	<p>(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転で、延床面積が1,000㎡未満のもの</p> <p>(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更等で、行為に係る見付面積の2分の1未満のもの</p>	<p>(1) 工作物の新設、増築、改築又は移転で、次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア 高さが10m以下の工作物</p> <p>イ 土地に自立した太陽光発電設備で、施行区域の面積が1,000㎡未満のもの</p> <p>(2) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更等で前号に該当する工作物で、行為に係る見付面積の合計が全体見付面積の2分の1未満のもの</p>	施行区域の面積が1,000㎡未満のもの
住居系用途地域又は市街化調整区域	建築物の新築、増築、改築又は移転で、地盤面からの高さが10m以下のもの	—	—
商業系用途地域	建築物の新築、増築、改築	—	—

又は工業系用途 地域	又は移転で、地盤面からの 高さが15m以下のもの		
---------------	-----------------------------	--	--

様式第1号 (第3条関係)
 様式第1号 (第3条関係)

行為届出書

年 月 日

函南町長 氏 名 様

住 所 (所在地)
 氏 名 (名称及び代表者氏名) ㊞
 電 話

景観計画区域内における行為について、景観法第16条第1項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

景観計画区域の名称					
建築物等の名称					
行為の場所					
地域地区の種別	用途地域指定	有 () 地域) ・ 無			
	国立公園地域指定	有 () 地域) ・ 無			
行為の予定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで				
行 為 者	住所 (所在地)				
	氏名 (名称及び代表者氏名)				
設 計 者	住所 (所在地)				
	氏名 (名称及び代表者氏名)				
行為の種別	建築物	新築・増築・改築・移転・色彩の変更			
	工作物	新築・増築・改築・移転・色彩の変更			
	開発行為				
	その他	(1) 土地の形質の変更 () (2) 木竹の伐採 () (3) 物件の堆積 ()			
1 建築物の概要	主要用途		構 造		
		届出部分	既存部分	合 計	
	敷地面積	m ²	m ²	m ²	
	建築面積	m ²	m ²	m ²	
	延床面積	m ²	m ²	m ²	
	階 数	地上 階 地下 階		高 さ	m
	屋 根	仕上げ方法		意匠 色彩(マンセル値)	

	外 壁	仕上げ方法		意匠		
				色彩(マンセル値)		
2 工作物の概要	種 類		構 造			
	高さ (地上高)	m (m)	面 積	㎡		
	仕上げ 方法				意匠	
					色彩(マンセル値)	
3 開発行為	(㎡) 種類 :					
4 その他	(1)土地の形質変更 (㎡) 内容 :					
	(2)木竹の伐採 (㎡) 内容 :					
	(3)物件の体積 (㎡) 内容 :					

様式第2号 (第6条関係)
様式第2号 (第6条関係)

行為変更届出書

年 月 日

函南町長 氏 名 様

住 所 (所在地)

氏 名 (名称及び代表者氏名)

印

電 話

年 月 日付けで景観法第16条第1項の規定により届け出た事項を変更したいので、同条第2項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

景観計画区域の名称		
建築物等の名称		
行為の場所		
行為の種別	建築物	新築・増築・改築・移転・色彩の変更
	工作物	新築・増築・改築・移転・色彩の変更
	開発行為	種類
	その他	(1) 土地の形質変更 (内容:) (2) 木竹の伐採 (内容:) (3) 物件の堆積 (内容:)
当初届出年月日	年 月 日	
整理番号	第 号	
変更内容		

様式第3号 (第7条関係)
様式第3号 (第7条関係)

適合証明通知書

第 号
年 月 日

様

函南町長 氏 名 印

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めたので通知します。なお、行為の着手にあたっては、留意事項に配慮して下さい。

※整理番号

景観計画区域の名称	
行為の場所	
行為の種類	
行為の期間	年 月 日 から 年 月 日
留意事項	

様式第4号 (第8条関係)
様式第4号 (第8条関係)

行為完了届出書

年 月 日

函南町長 氏 名 様

住 所 (所在地)

氏 名 (名称及び代表者氏名)

印

電 話

年 月 日付けで景観法第16条第1項の規定により届け出た景観計画区域内行為が完了したので、函南町景観まちづくり条例第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

景観計画区域の名称		
建築物等の名称		
行為の場所		
行為の種別	建築物	新築・増築・改築・移転・色彩の変更
	工作物	新築・増築・改築・移転・色彩の変更
	開発行為	種類
	その他	(1) 土地の形質変更 (内容:) (2) 木竹の伐採 (内容:) (3) 物件の堆積 (内容:)
当初届け出年月日		
変更届け出年月日		
整理番号		
完了年月日		

※ 備 考

周辺を含めた行為の完了の様子が確認できる写真を添付すること。

様式第5号 (第9条関係)
様式第5号 (第9条関係)

勸 告 書

第 年 月 日 号

様

函南町長 氏 名 印

年 月 日付で届出のあった行為については、景観計画により定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるので、景観法第16条第3項の規定により、次のとおり必要な措置をとることを勧告します。

景観計画区域の名称		
建築物等の名称		
行為の場所		
行為の種別	建築物	新築・増築・改築・移転・色彩の変更
	工作物	新築・増築・改築・移転・色彩の変更
	開発行為	種類
	その他	(1) 土地の形質変更 (内容:) (2) 木竹の伐採 (内容:) (3) 物件の堆積 (内容:)
整理番号		
適合しないと認められる理由		
とるべき措置		
履行期限		
報告期限		
報告先		

※ 備 考 とった措置の内容が確認できる図書及び写真を添付すること。

様式第6号（第9条第2項関係）
様式第6号（第9条第2項関係）

第 号
年 月 日

様

函南町長 氏 名 印

景観計画区域内行為に関する勧告に係る公表通知書

あなたは、景観法第16条第3項の規定による勧告を受けましたが、正当な理由なくその勧告に従わないため、函南町景観まちづくり条例第15条第1項の規定により、公表するため同条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 公表の方法
- 2 公表予定日
- 3 公表の理由

※（注）

公表に際し意見陳述を申し出る場合は、 日までに函南町長あて申し出て下さい。

行為通知書

年 月 日

函南町長 氏 名 様

住 所 (所在地)

機関名 (名称及び代表者名)

☎

電 話

景観計画区域内における行為について、景観法第16条第5項の規定により、関係図書を添えて次のとおり通知します。

景観計画区域の名称				
建築物等の名称				
行為の場所				
地域地区の種別	用途地域指定	有 () 地域) ・ 無		
	国立公園地域指定	有 () 地域) ・ 無		
行為の予定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
行 為 者	住所 (所在地)			
	氏名 (名称及び代表者氏名)			
設 計 者	住所 (所在地)			
	氏名 (名称及び代表者氏名)			
行為の種別	建築物	新築・増築・改築・移転・色彩の変更		
	工作物	新築・増築・改築・移転・色彩の変更		
	開発行為			
	その他	(1) 土地の形質の変更 () (2) 木竹の伐採 () (3) 物件の堆積 ()		
1 建築物の概要	主要用途		構 造	
		届出部分	既存部分	合 計
	敷地面積	m ²	m ²	m ²
	建築面積	m ²	m ²	m ²
	延床面積	m ²	m ²	m ²
	階 数	地上 階 地下 階		高 さ m
	屋 根	仕上げ方法		意匠 色彩(マンセル値)

	外 壁	仕上げ方法		意匠		
				色彩(マンセル値)		
2 工作物の概要	種 類		構 造			
	高さ (地上高)	m (m)	面 積	㎡		
	仕上げ 方法				意匠	
					色彩(マンセル値)	
3 開発行為	(㎡) 種類：					
4 その他	(1)土地の形質変更 (㎡) 内容：					
	(2)木竹の伐採 (㎡) 内容：					
	(3)物件の体積 (㎡) 内容：					

命 令 書

第 号
年 月 日

様

函南町長 氏 名 印

あなたがしようとしている(した)行為が、景観計画に定められた行為の制限に適合しないと認められるので、景観法第17条第1項及び第5項の規定により、次のとおり必要な措置をとることを命じます。なお、この命令に違反したときは、同法第101条の規定により、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金若しくは同法第102条第1項の規定により、50万円以下の罰金に処されることがあります。

命令の対象となる行為	
命令の理由	
とるべき措置	
履行期限	年 月 日
報告期限	年 月 日
報告先	

※ 備考 とった措置の内容が確認できる図書及び写真を添付すること。

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、函南町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、函南町を被告として(訴訟においては、函南町長が被告の代表者となります)、処分の取り消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取り消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して、6月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取り消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をして場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取り消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

		第 号
		年 月 日 交付
身分証明書		契印
所 属		(写真)
職 名		
氏 名		
生年月日		
<p>上記の者は、景観法第17条第8項若しくは同法第23条第3項（同法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定により原状回復等を行い、又は同法第17条第7項の規定により、立入検査、若しくは立ち入り調査をする権限を有する者であることを証明する。</p>		
函南町長 氏 名		印

様式第10号（第13条関係）
様式第10号（第13条関係）

景観重要建造物（樹木）指定提案書

年 月 日

函南町長 氏 名 様

住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者氏名）

印

電 話

景観法第20条第1項又は第2項（第29条第1項又は第2項）の規定により、次の建造物（樹木）を景観重要建造物（樹木）として指定することについて、関係図書を添えて提案します。

景観計画区域の名称	
建造物の名称(樹木の樹種)	
建造物（樹木）の所在地	
建造物の用途	
建造物の建築年月日 （樹木の推定樹齢）	年 月 日（ 年）
建造物（樹木）の特徴	
添付図書	

※ 備 考

添付図書は、下記による。

- 1 当該建造物（樹木）や周辺の様子が分かる位置図、配置図、平面図、立面図等及び当該建造物（樹木）周辺を含めた様子が確認できる写真
- 2 景観法第20条第1項又は第2項（第29条第1項又は第2項）に規定する合意を得たことの証拠書類
- 3 その他当該提案に必要な図書

様式第11号 (第14条関係)
様式第 11 号 (第 14 条関係)

景観重要建造物 (樹木) 不指定決定通知書

第 号
年 月 日

様

函南町長 氏 名

年 月 日付けで提出のあった景観重要建造物 (樹木) の指定に対する提案については、下記の理由により指定する必要がないと決定しましたので、景観法第 20 条第 3 項 (第 29 条第 3 項) の規定により通知します。

記

景観重要建造物 (樹木) に指定する必要がないと決定した理由	
--------------------------------	--

様式第12号（第15条関係）
様式第12号（第15条関係）

景観重要建造物（樹木）指定通知書

第 号
年 月 日

様

函南町長 氏 名 印

景観法第21条第1項（第30条第1項）の規定により、景観重要建造物（樹木）に指定したので、次のとおり通知します。

景観重要建造物（樹木）の指定 番号及び指定年月日	第 号	年 月 日
景観重要建造物の名称 （樹木の樹種）		
景観重要建造物（樹木）の所在地		
景観重要建造物（樹木）の所有者 の氏名及び住所	氏 名	
	住 所	
指定の理由となった景観重要建造 物（樹木）の外観の特徴等		

様式第13号 (第17条第1項関係)
様式第13号 (第17条第1項関係)

景観重要建造物(樹木)現状変更許可申請書

年 月 日

函南町長 氏 名 様

住 所 (所在地)

氏 名 (名称及び代表者氏名)

印

電 話

景観重要建造物(樹木)の現状変更の許可を受けたいので、景観法第22条第1項(第31条第1項)の規定により、次のとおり関係図書を添えて申請します。

記

景観重要建造物(樹木)の指定 番号及び指定年月日	第 号	年 月 日
景観重要建造物の名称 (樹木の樹種)		
景観重要建造物(樹木)の所在地		
設計者	住 所	
	氏 名	
	電 話	
施行者	住 所	
	氏 名	
	電 話	
現状変更行為の予定期間	年 月 日 から	年 月 日
現状変更行為の内容及び理由		
添付図書		

※ 備 考

添付図書は、下記による。

- 1 現状変更行為の内容が分かる位置図、配置図、平面図、立面図等及び当該建造物(樹木)周辺を含めた写真
- 2 その他当該現状変更申請に必要な図書

様式第14号 (第17条第3項関係)
様式第14号 (第17条第3項関係)

景観重要建造物(樹木)現状変更許可書

第 号
年 月 日

様

函南町長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物(樹木)の現状変更については、次の条件を付して許可します。

景観重要建造物(樹木)の指定 番号及び指定年月日	第 号	年 月 日
景観重要建造物の名称 (樹木の樹種)		
景観重要建造物(樹木)の所在地		
現状変更の内容		
許可条件		

様式第15号（第18条関係）
様式第15号（第18条関係）

景観重要建造物（樹木）指定解除通知書

第 号
年 月 日

様

函南町長 氏 名 印

景観法第27条第1項及び第2項（第35条第1項及び第2項）の規定により、景観重要建造物（樹木）の指定を解除したので、下記のとおり通知します。

景観重要建造物（樹木）の指定 番号及び指定年月日	第 号	年 月 日
景観重要建造物の名称 （樹木の樹種）		
景観重要建造物（樹木）の所在地		
景観重要建造物（樹木）の所有者 の氏名及び住所	氏 名	
	住 所	
景観重要建造物（樹木）の指定解 除年月日		
指定解除の理由		

様式第16号（第19条関係）
様式第16号（第19条関係）

景観重要建造物（樹木）所有者変更届出書

年 月 日

函南町長 氏 名 様

住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者氏名） ㊞

電 話

景観重要建造物（樹木）の所有者の変更をしたいので、景観法第43条の規定により、次のとおり届け出ます。

景観重要建造物（樹木）の指定 番号及び指定年月日	第 号	年 月 日
景観重要建造物の名称 （樹木の樹種）		
景観重要建造物（樹木）の所在地		
旧所有者	住 所	
	氏 名	
	電 話	
新所有者	住 所	
	氏 名	
	電 話	
所有者の変更年月日	年 月 日	
変更の理由		